

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会副会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）及び昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号）の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成27年 7月 3日

昭島市長 北 川 穰 一

記

諮問第 53 号

民生・児童委員協力員の高齢者等の見守り活動における個人情報の収集について

諮問第 54 号

昭島市個人情報保護条例の改正について

諮問事項の詳細は、別紙1及び2のとおり

別紙 2

諮問第 54 号

昭島市個人情報保護条例の改正について

(説明) 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号。以下「審議会条例」という。）第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う昭島市個人情報保護条例の改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）が平成27年10月5日から施行されることとなり、これにより社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）がいよいよ始まります。

同制度においては、国民一人一人に個人番号が付されることとなりますが、万一の不正利用等によるプライバシーその他の権利侵害のリスクが大きいことから、個人番号をその内容に含む個人情報である「特定個人情報」と、国が管理する情報提供ネットワークシステムを介しての特定個人情報の機関間のやり取りの記録である「情報提供等記録」について、一般の個人情報に比べてより厳格な制度面での保護措置が講じられています。

また、法第31条により、地方公共団体が保有する特定個人情報（情報提供等記録を含みます。以下同じ。）については、法の趣旨を踏まえ、その適正な取扱いを確保するとともに、開示等を実施するために必要な措置を講じるものとされています。

本市が保有することとなる特定個人情報は、昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」といいます。）における個人情報に該当するため、本市では、次の表に掲げる項目について条例の改正を行うことで、必要な保護措置を講じたいと考えています。このことが審議会条例第2条第1項に規定する「個人情報保護制度に関する重要事項」に該当することから、意見を求めるものです。

項目	現行の規定	情報提供等記録以外の特定個人情報	情報提供等記録
目的外利用及び外部提供	【第13条】 原則禁止。ただし、次の場合は可能 ○ 本人の同意があるとき。 ○ 法令等に定めがあるとき。 ○ 出版、報道等により公にされているとき。 ○ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。 ○ 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。 ○ 目的外の利用及び提供が必要であると認められる場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき。	【目的外利用】 原則禁止。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは可能 ★	【目的外利用】 禁止 ★★
		【外部提供】 法第19条に規定する場合に限り可能 （一部を除き、平成27年10月 5 日施行）	
オンラインによる外部提供	【第14条】 原則禁止。ただし、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたときは可能。また、住民基本台帳ネットワークシステムによる外部提供については、あらかじめ禁止解除	情報提供ネットワークシステムによる外部提供については、あらかじめ禁止解除 （平成29年 5 月までに施行）	
開示・訂正・削除・利用及び提供の中止の請求権者	【第15条、第24条】 本人及び法定代理人（未成年者の法定代理人又は成年後見人）	本人、法定代理人及び任意代理人 ★	【開示・訂正請求】 本人、法定代理人及び任意代理人 【削除・利用及び提供の中止請求】 請求不可 ★★

項目	現行の規定	情報提供等記録以外の特定個人情報	情報提供等記録
削除・利用及び提供の中止の請求事由	【第22条、第23条】 ○ 収集の制限（第7条）に違反した場合 ○ 利用及び提供の制限（第13条・第14条）に違反した場合	左に掲げる事由のほか、 ○ 収集及び保管の制限（法第20条）に違反した場合 ○ ファイル作成の制限（法第28条）に違反した場合 ★	請求不可 ★★
訂正を行った場合の通知先	規定なし	提供先 （平成27年10月5日施行）	総務大臣及び情報照会者又は情報提供者 ★★
他の制度との調整	【第32条】 法令等により閲覧等が可能な場合は、条例によらず、当該法令等により閲覧等を行う（条例適用除外）。	国が運用する情報提供等記録開示システム（マイナポータル）で閲覧が可能な部分についても、条例による開示を行う（条例適用）。 （マイナポータルの運用開始に合わせ施行）	

※ ★は、法第29条による「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の読替えに相当する規定（一部を除き、平成28年1月1日施行）

★★は、法第30条による読替えに相当する規定（一部を除き、平成29年5月までに施行）

※ 各規定の施行日は、平成27年7月現在での予定

昭島市個人情報保護条例新旧対照表（逐条解説）

下線は、改正部分を示す。

新	旧
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 （2） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。 （3） 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報を保有されている者をいう。 （4） 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）又は市民の個人情報を保有し、若しくは保有しようとする法人等をいう。 <u>（5） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> <u>（6） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u>	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。 （2） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。 （3） 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報を保有されている者をいう。 （4） 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）又は市民の個人情報を保有し、若しくは保有しようとする法人等をいう。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）上の主要な用語として「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を定義します。

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）】

（定義）

第二条

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（中略）をその内容に含む個人情報をいう。

（情報提供等の記録）

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提

供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 情報照会者及び情報提供者の名称
- 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時
- 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

- 一 第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。
- 三 第三十条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。
- 四 第三十条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

新	旧
(利用及び提供の制限) 第13条 実施機関は、個人情報 <u>(特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。)</u> を取り扱う事務の目的を超えた個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供をしてはならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>同項に規定する個人情報</u>の利用及び提供をすることができる。 (1) 本人の同意があるとき。 (2) 法令等に定めがあるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。 (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>当該</u>利用及び提供が必要であると	(利用及び提供の制限) 第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供 <u>(以下「目的外の利用及び提供」という。)</u> をしてはならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>目的外</u>の利用及び提供をすることができる。 (1) 本人の同意があるとき。 (2) 法令等に定めがあるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。 (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>目的外</u>の利用及び提供が必要であ

新	旧
認められる場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき。 <u>3 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的を超えた特定個人情報の当該実施機関内における利用をしてはならない。</u> <u>4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、同項に規定する特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用をすることができる。</u> <u>5 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の当該実施機関以外のものへの提供をしてはならない。</u> <u>6 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供をしようとするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。</u>	ると認められる場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき。 3 実施機関は、<u>目的外の利用及び</u>提供をしようとするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

一般の個人情報の目的外利用及び目的外提供に関する従来の規定に加え、以下の事項を新たに規定します。

- * 特定個人情報の目的外利用は、第4項に掲げる事由に該当する場合を除き、禁止する。情報提供等記録については、目的外利用を一切禁止する。
- * 特定個人情報の提供は、マイナンバー法第19条により、目的内・目的外を問わず、同条各号に該当する場合を除き、禁止されているが、このことを確認的に規定する。

新	旧
（外部提供の制限） 第14条 実施機関は、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合には、当該提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。 2 実施機関は、電気通信回線による電子計算機の結合により、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報に	（外部提供の制限） 第14条 実施機関は、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合には、当該提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。 2 実施機関は、電気通信回線による電子計算機の結合により、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報に

新	旧
ついて必要な保護措置が講じられている場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたときは、この限りでない。 3 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の規定により、住民票に記録されている事項（次条において「住民票記録事項」という。）を市長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の区市町村の区市町村長その他の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行う事務を処理する場合 (2) 法又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の規定により、次に掲げる事項を市長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行う事務を処理する場合 ア 氏名 イ 出生の年月日 ウ 男女の別 エ 住所 <u>オ 個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u> <u>カ 住民票コード（法第7条第13号に規定する住民票コードをいう。）</u> <u>キ 法第30条の6第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの</u> <u>ク 法第9条第1項の規定による通知を受けた旨</u>	ついて必要な保護措置が講じられている場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いたときは、この限りでない。 3 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。 (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）の規定により、住民票に記録されている事項（次条において「住民票記録事項」という。）を市長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて他の区市町村の区市町村長その他の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することによって行う事務を処理する場合 (2) 法又は住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の規定により、次に掲げる事項を市長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行う事務を処理する場合 ア 氏名 イ 出生の年月日 ウ 男女の別 エ 住所 <u>オ 住民票コード</u> <u>カ 法第30条の5第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの</u> <u>キ 法第9条第1項の規定による通知を受けた旨</u>

電気通信回線による電子計算機の結合（オンライン）による個人情報の外部提供は、原則として禁止されていますが、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を介した個人情報の外部提供については、あらかじめこの禁止が解除されています。

住民票の記載、消除等が行われた場合は、市長から都知事に対し、住基ネットを介して本人確認情報を通知することとされていますが、マイナンバー法の施行に伴う住民基本台帳法の一部改正により、通知すべき事項に個人番号（マイナンバー）が追加されたため、規定の整備を行います。

新	旧
(<u>情報提供ネットワークシステム</u>による外部提供) 第14条の3 <u>情報提供ネットワークシステム</u> (番号法第21条第1項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理する情報提供ネットワークシステムをいう。)により実施機関が保有する<u>特定個人情報</u>を実施機関以外のものへ提供する場合については、第14条第2項の規定は適用しない。 2 実施機関は、前項の規定による提供を行うに当たり、当該<u>特定個人情報</u>の漏えい、滅失及び<u>毀損</u>の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 3 市長は、<u>第1項の規定による提供</u>により発生した苦情 (当該<u>特定個人情報</u>に係るものに限る。) 及びその処理の内容について、毎年1回以上、審議会に報告しなければならない。	(<u>総合行政ネットワーク</u>による外部提供) 第14条の3 <u>総合行政ネットワーク</u> (地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続した行政専用の情報通信ネットワークをいう。)の<u>電子文書交換システム</u>により実施機関が保有する<u>個人情報</u>を実施機関以外のものへ提供する場合については、第14条第2項の規定は適用しない。<u>ただし、思想等に関する個人情報を提供の場合は、この限りでない。</u> 2 実施機関は、前項の規定による提供 (<u>以下「総合行政ネットワークによる外部提供」という。</u>)を行うに当たり、当該<u>個人情報</u>の漏えい、滅失及び<u>き損</u>の防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 3 市長は、<u>総合行政ネットワークによる外部提供</u>により発生した苦情 (当該<u>個人情報</u>に係るものに限る。) 及びその処理の内容について、毎年1回以上、審議会に報告しなければならない。

情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の提供が法的に義務付けられるため、オンラインによる個人情報の外部提供の禁止をあらかじめ解除します。また、住基ネットと同様、情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の外部提供により発生した苦情について、本審議会に報告することとします。

なお、総合行政ネットワーク (LGWAN) の電子文書交換システムについては、平成23年度末で運用が終了しているため、規定を廃止します。

【マイナンバー法】

(情報提供ネットワークシステム)

第二十一条 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者 (法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。) が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者 (法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」とい

う。) に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

新	旧
（開示請求） 第15条 市民は、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己の個人情報で次に掲げるものの開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （1） 電子計算機による処理を行うため、電磁的媒体等に記録されている個人情報で、現に事務の用に供しているもの （2） 前号に掲げるものを除き、公文書（昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、平成8年4月1日以後に作成し、又は取得したもの、同日前に長期保存とされているもの及び常時利用する必要があると認める文書として管理されているものに記録されている個人情報 2 未成年者の法定代理人又は成年後見人（特定個人情報の開示請求にあつては、未成年者の法定代理人、成年後見人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示請求をすることができる。	（開示請求） 第15条 市民は、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己の個人情報で次に掲げるものの開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 （1） 電子計算機による処理を行うため、電磁的媒体等に記録されている個人情報で、現に事務の用に供しているもの （2） 前号に掲げるものを除き、公文書（昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、平成8年4月1日以後に作成し、又は取得したもの、同日前に長期保存とされているもの及び常時利用する必要があると認める文書として管理されているものに記録されている個人情報 2 未成年者の法定代理人又は成年後見人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

マイナンバー制度では、特定個人情報の不正利用等に対する住民の懸念に対応するため、本人参加の権利の一層の保障が重要であるとの考えから、開示請求権を容易に行使できるよう、また、マイナンバーが利用される社会保障・税分野の手続は、税理士や社会保険労務士などの専門家に委任されるケースが多いとの想定から、住民の利便性の向上を図るため、任意代理人による特定個人情報の開示請求が認められています。

本条例においても、制度の趣旨を踏まえ、同様の取扱いとします（ただし、一般の個人情報については、本人保護の観点から代理請求を制限してきた経緯があるため、従来どおり任意代理人による開示請求を認めないこととします。）。

なお、特定個人情報の訂正、削除並びに利用及び提供の中止の請求（訂正等請求）についても、同様です（第24条による準用）。

新	旧
(開示請求の方法) 第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。 (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所 <u>(特定個人情報の開示請求にあつては、氏名、住所及び個人番号)</u> (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項 2 開示請求をしようとする者は、開示請求書の提出に併せ、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその<u>代理人</u>であることを証明するために必要な書類で規則で定めるもの（以下「自己確認に関する書類」という。）を提示しなければならない。この場合において、実施機関は、必要と認めるときは、提示された自己確認に関する書類又はその写しの提出を求めることができる。	(開示請求の方法) 第16条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。 (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所 (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項 2 開示請求をしようとする者は、開示請求書の提出に併せ、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその<u>法定代理人</u>であることを証明するために必要な書類で規則で定めるもの（以下「自己確認に関する書類」という。）を提示しなければならない。この場合において、実施機関は、必要と認めるときは、提示された自己確認に関する書類又はその写しの提出を求めることができる。

特定個人情報の開示請求については、請求に係る特定個人情報を特定するために必要な事項として、請求書にマイナンバーの記載を求めることとします。なお、一般の個人情報の開示請求と区別するため、請求書の様式は別々とする予定です。

新	旧
(削除請求) 第22条 市民は、実施機関が<u>保有する自己の個人情報（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、その削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。</u> <u>(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき。</u> <u>(2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。</u> <u>(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。</u>	(削除請求) 第22条 市民は、実施機関が<u>第7条に規定する個人情報の収集の制限を超え自己の個人情報を収集した</u>と認めるときは、当該実施機関に対し、その削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

マイナンバー制度では、特定個人情報の削除請求の事由に、マイナンバー法第20条及び第28条の規定に違反した場合が追加されたため、本条例においても同様の取扱いとします。なお、情報提供等記録については、削除請求をすることはできません。

【マイナンバー法】

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等进行处理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

新	旧
(中止請求) 第23条 市民は、実施機関が<u>保有する自己の個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その目的外の利用及び提供の中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。</u> <u>(1) 第13条第1項から第4項までの規定に違反して利用されているとき。</u> <u>(2) 第13条第1項、第2項若しくは第5項又は第14条第2項の規定に違反して提供されているとき。</u>	(中止請求) 第23条 市民は、実施機関が<u>第13条に規定する個人情報の利用及び提供の制限若しくは第14条に規定する外部提供の制限を超え自己の個人情報を利用し、若しくは提供したと認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。</u>

第13条の改正に伴い、規定振りを改めます。なお、情報提供等記録については、中止請求をすることはできません。

新	旧
(訂正等請求の方法) 第25条 訂正等請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正等請求書」という。）を提出しなければならない。	(訂正等請求の方法) 第25条 訂正等請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「訂正等請求書」という。）を提出しなければならない。

新	旧
<u>(1) 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所（特定個人情報の訂正等請求にあつては、氏名、住所及び個人番号）</u> (2) 訂正等請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項 (3) 訂正、削除又は目的外の利用及び提供の中止を求める内容 2 訂正請求をしようとする者は、訂正等請求書の提出に併せ、当該訂正請求により訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等（以下「事実確認に関する書類等」という。）を提示しなければならない。この場合において、実施機関は、必要と認めるときは、提示された事実確認に関する書類等又はその写しの提出を求めることができる。 3 第16条第2項の規定は、訂正等請求について準用する。	<u>(1) 氏名及び住所</u> (2) 訂正等請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項 (3) 訂正、削除又は目的外の利用及び提供の中止を求める内容 2 訂正請求をしようとする者は、訂正等請求書の提出に併せ、当該訂正請求により訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等（以下「事実確認に関する書類等」という。）を提示しなければならない。この場合において、実施機関は、必要と認めるときは、提示された事実確認に関する書類等又はその写しの提出を求めることができる。 3 第16条第2項の規定は、訂正等請求について準用する。

特定個人情報の訂正等請求については、開示請求と同様、請求書にマイナンバーの記載を求めることとします。なお、一般の個人情報の訂正等請求と区別するため、請求書の様式は別々とする予定です。

新	旧
<u>(個人情報の提供先への通知)</u> <u>第27条の2 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報の訂正を行った場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正にあつては、総務大臣及び情報照会者（番号法第19条第7号に規定する情報照会者をいう。）又は情報提供者（同号に規定する情報提供者をいう。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u>	

情報提供等記録は、どの機関の間でどの特定個人情報がやり取りされたかを記録したものであるため、情報照会者・情報提供者・その仲介を行う情報提供ネットワークシステムの3箇所で記録・保管されます。そのため、マイナンバー制度では、情報提供等記録の訂正が行われた場合には、この3箇所で認識を共有しなければならないとの考えから、必要に応じて、情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣に対し、通知するものとされています。

本条例においても、制度の趣旨を踏まえて同様の取扱いとします。なお、情報提供等記録以外の個人情報の訂正を行った場合についても、行政機関の

保有する個人情報の保護に関する法律等の規定に準拠し、必要に応じて、個人情報の提供先に通知することとします。

新	旧
(他の制度との調整) 第32条 この条例は、法令又は他の条例により個人情報の閲覧、縦覧、訂正、削除又は利用及び提供の中止（以下「閲覧等」という。）に関し規定されている場合における当該個人情報 <u>(特定個人情報を除く。)</u> の閲覧等については、適用しない。ただし、個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、公開条例は、適用しない。 2 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報 (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報 3 この条例は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人情報と同一の個人情報（同一図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については、適用しない。	(他の制度との調整) 第32条 この条例は、法令又は他の条例により個人情報の閲覧、縦覧、訂正、削除又は利用及び提供の中止（以下「閲覧等」という。）に関し規定されている場合における当該個人情報の閲覧等については、適用しない。ただし、個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、公開条例は、適用しない。 2 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報 (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報 3 この条例は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人情報と同一の個人情報（同一図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については、適用しない。

マイナンバー制度では、個人の開示請求権等を実質的に保障するため、国が運用する情報提供等記録開示システム（マイナポータル）により、自己の特定個人情報（特に情報提供等記録）を閲覧することが可能となります。

他の制度により閲覧等が可能な個人情報については、本条例に基づく開示は行わないこととしていますが、マイナポータルにより閲覧が可能な特定個人情報については、制度の趣旨を踏まえ、本条例に基づく開示（閲覧）を重ねて行うことができることとします。

平成27年 8月14日

昭島市長

北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報公開・個人情報保護運
営審議会条例に基づく諮問について（答申）

平成27年7月3日付け27企法指第42号及び平成27年8月6日付け27企法指
第45号にて諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第54号

昭島市個人情報保護条例の改正について

諮問第55号

個人情報の目的外の利用について

答 申

諮問第54号

昭島市個人情報保護条例の改正について

社会保障・税番号制度における特定個人情報の保護措置に関し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の趣旨を踏まえた条例整備を行うに当たって市から示された基本的な考え方及び昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の具体的な改正内容については、適当と認め了承する。

なお、特定個人情報の漏えい防止等、適正な管理に努めていただきたい。